

お客様各位

株式会社マコメ研究所

### CE マーキング適合宣言の廃止について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社ではかねてより一部の製品に CE マーキングの適合宣言をしており、作業に際しては適宜専門家からの指導、助言を受けております。先頃来 2016 年 4 月 20 日に施行される新 EMC 指令 2014/30/EU についての説明も受けて参りましたが、新指令のもとでは、弊社製品のほとんどに対して CE マーキングの適合宣言を行うという行為自体が新指令の認めないものである可能性が高く(下記 1 の問題)、また仮に新指令のもとで CE マーキングの適合宣言を行った場合には EU 域内での販売体制を大幅に再編成せざるを得ない(下記 2 の問題)との判断に至りましたのでここにご説明致します。

お客様にはご迷惑ご心配をお掛け致しまして誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解とご了承の程お願い申し上げます。

敬具

#### 1 弊社製品のほとんどが EMC 指令の対象とする製品に含まれないという問題

- 現在の EMC 指令 2004/108/EC は 2016 年 4 月 19 日をもって廃止され、翌 20 日以降は新 EMC 指令 2014/30/EU のみが有効になります。新指令に対応する EU の公式解釈集は通称「ブルーガイド 2014」です。
- ブルーガイド 2014 では、「4.5.1.6 Which products must (not) be CE marked」項で、CE マーキングを行ってはいけない製品を「CE マーキング貼付を規定する EU 整合法令でカバーされない製品」と解説しています。
- ところで EMC 指令では、指令の対象製品を「エンドユーザー向けに意図され、単一の機能ユニットとして市場で入手できる電磁妨害波を発生させやすい又はその性能が電磁妨害波によって影響を受けやすい完成品、或いはそれらの組合せをいう<sup>2</sup>」と定義しています。エンドユーザーの直接の定義はありませんが、ブルーガイド 2014 中で「製品がコンポーネントとして使用され新しい製品に組み込まれて上市される場合、この使用は『end-use』ではない<sup>3</sup>」と解説されています。
- 弊社製品のほとんどは、最終製品の構成要素の一つに過ぎず、従って通常、製品がブルーガイドの言う end-use として利用されることを弊社は想定していません。

<sup>1</sup> A product may not be CE marked, unless it is covered by a Union harmonisation legislation providing for its affixing.

<sup>2</sup> ‘apparatus’ means any finished appliance or combination thereof made available on the market as a single functional unit, intended for the end-user and liable to generate electromagnetic disturbance, or the performance of which is liable to be affected by such disturbance

<sup>3</sup> The use of a product as a component to be built into a new product that again is placed on the market is not considered end-use.

## 2 流通過程トレーサビリティ管理の問題

- 新 EMC 指令では、2010 年から適用された「新法令枠組み (New Legislative Framework: NLF)」への整合が強制されます。
- NLF では消費者保護 (被害の補償やリコール) の観点から製品の流通過程に対するトレーサビリティ確保が大変に強化されており、弊社製品のように製造者が EU 域外にある場合には、「輸入者」が EU 域内に必要とされます。輸入者には製品品質の管理や各種の文書等の管理等の面で製造者と同等の義務と責任が課せられます。
- さらに製造者輸入者それぞれについて「名、登録商標又はマーク、及びコンタクト可能な郵便用住所を機器上 (不可能な場合は包装又は添付文書) に表示する。言語は最終使用者及び市場監視当局が容易に理解できるものとする」という事項が義務化されました。
- また製造者輸入者とも、それぞれの仕入先販売先についての履歴を取引から一定期間 (10 年間) 残すことが義務化されました。
- なお現在 EU 域内に、弊社製品についての「輸入者」は存在していません。

上記 1 のとおり、ほとんどの弊社製品は CE マーキング貼付を規定する EU 整合法令でカバーされない製品に該当するため CE マーキング貼付を行ってはならないこととなります。

※EU 市場向けの製品が end-use 相当の用いられ方をする場合には CE マーキング貼付を行う必要があります。上記 2 に該当するため、別途製品毎仕向国毎に輸入者を設定契約し、「容易に理解できる言語」の調整等を事前に行った上で CE マーキング貼付を行います。

なお現在の EMC 指令と新指令が対象とする可能性のある機器、またそれらに対して要求する EMC 性能についての変更はありません。従って CE マーキングの適合宣言を取りやめる製品について、今後は弊社発行の書面をもって製品が所定の性能を持つことを宣言致します。

※ 上記の文は抜粋になります。

※ 各邦訳及びフローチャートは日本機械輸出組合発行の書籍からの引用です。

※ Blue Guide 2014 の原文は以下の URL からダウンロード出来ます。

<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/4942/attachments/1/translations/en/renditions/pdf>

## 3 廃止時期

2016 年 3 月末日をもって廃止いたします。

新 EMC 指令 2014/30/EU の施行日 2016 年 4 月 20 日以降におきまして、CE マーキングがあった場合に新指令に基づく立証宣言がなされていないと違法になり通関出来ない恐れがありますので、施行日より前に廃止いたします。

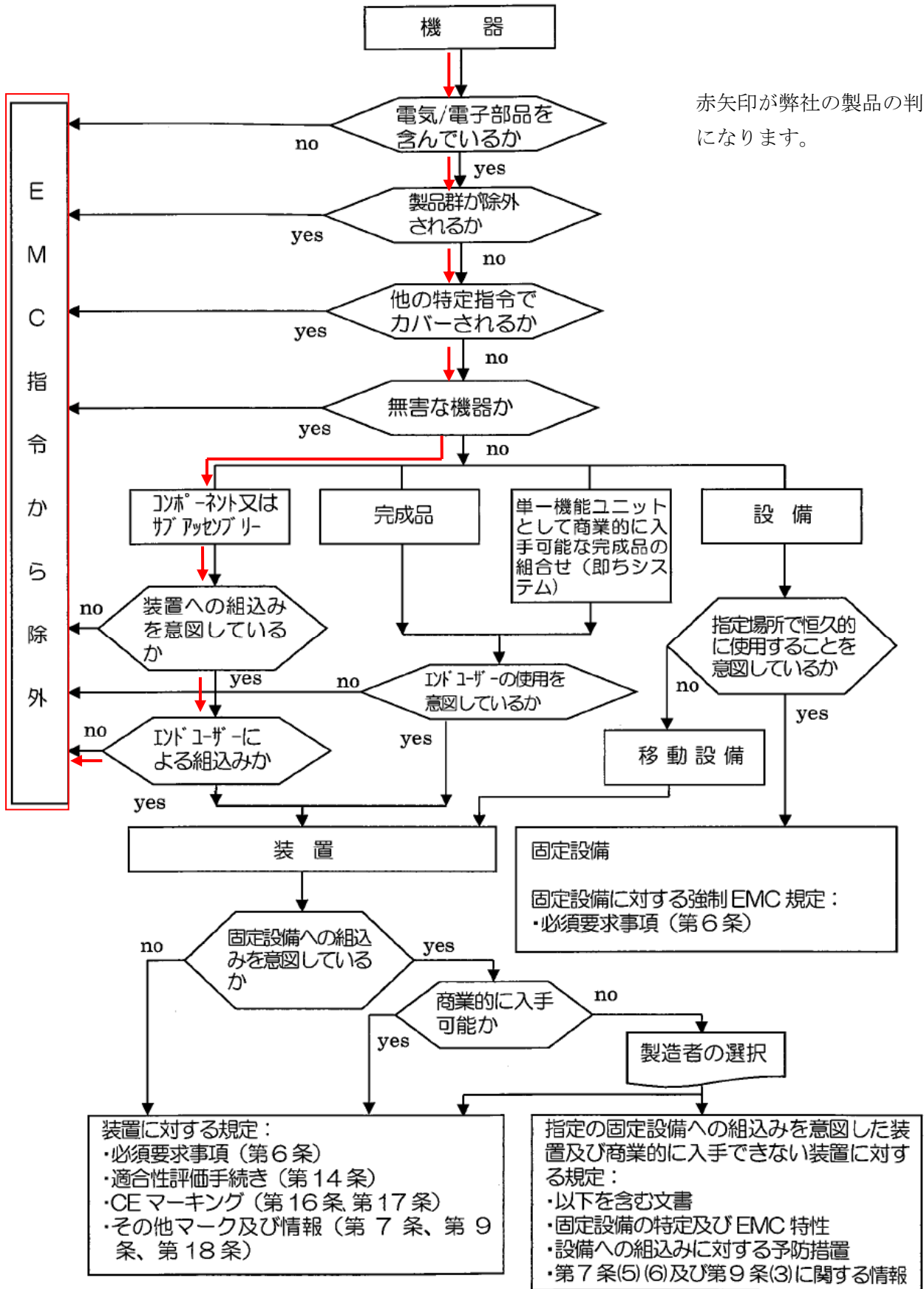


図1 フローチャート

## CE マーキング廃止の対象製品

No.	製品名	製品型番	備考
1	ガイドセンサー	GS-2744B	
2	ガイドセンサー	GS-215	
3	ガイドセンサー	GS-315	
4	ガイドセンサー	GS-944 Series	
5	ガイドセンサー	GS-408	
6	ガイドセンサー	GS-4556	
7	マコメジャー	SIE-120 Series	
8	マコメジャー	SIE-121 Series	
9	マコメジャー	SIE-130 Series	
10	マコメジャー	SIE-131 Series	
11	磁気近接スイッチ	HS-12 Series	終息製品
12	磁気近接スイッチ	HS-120 Series	
13	磁気近接スイッチ	HS-121 Series	
14	磁気近接スイッチ	SW-250 Series	
15	磁気近接スイッチ	SW-270 Series	
16	磁気近接スイッチ	SW-3216A	
17	磁気近接スイッチ	DW-100	
18	磁気近接スイッチ	SW-370	
19	磁気近接スイッチ	DW-350	
20	磁気近接スイッチ	DW-351	